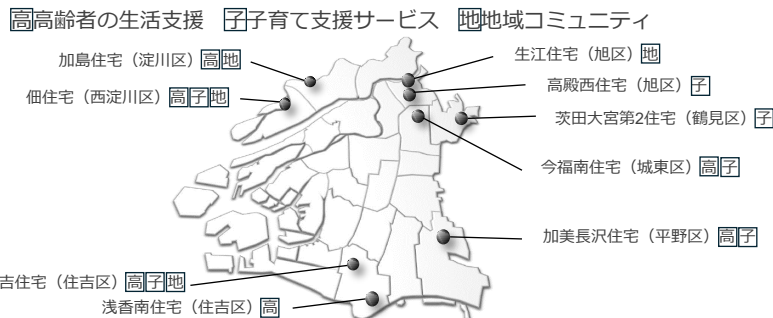


活動中の団体について

現在9カ所で活動しています。(令和8年4月)



応募団体の選定は、次の手順で行います。

1. 応募団体による公開プレゼンテーションの実施
2. 本市が開催する民間活力導入プロジェクト事業提案評価会議における各委員による評価(内容・実現性・継続性等)
3. 評価結果を踏まえた本市による選定

団体の選定方法と今後のスケジュール

予定日程

令和8年7月15日

募集要項公表

令和8年7月31日

質問書の受付締切(回答は令和8年8月7日にHPで掲載予定)

令和8年8月17日
～令和8年11月17日

応募申請書提出

令和9年1月15日
(予備日:令和9年1月22日)

公開プレゼンテーション

令和9年2月上旬

結果の通知を受理

使用許可申請書等の提出

使用許可の通知を受理

令和9年4月上旬以降

活動開始

※ 中東情勢の不安定化に伴う石油製品の供給の見合わせ等の影響により、空家補修に時間を要し、住戸の使用開始が遅れる場合があります。

お問い合わせ先

大阪市都市整備局 住宅部建設課団地再生グループ
06-6208-8424

募集に関する詳しい内容については募集要項をご覧ください。
(下記URLまたはQRコードからダウンロードできます。)

<https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000680838.html>



令和8年度

コミュニティビジネス等導入プロポーザル

大阪市営住宅内での 地域支援活動団体を 募集します！

令和9年度
活動開始分

(応募受付期間 令和8年8月17日 ～ 令和8年11月17日)

～団地や地域のみなさんが、安心していきいきと

暮らせる笑顔あふれるまちづくりへ～

市営住宅内で高齢者・子育て支援や地域コミュニティの支援活動を行う
団体を募集します。

NPO法人等の非営利団体は住戸の使用料 **1/2 減額**します。

たとえば、こんな活動ができます！

高齢者の生活支援



- ・高齢者向けの体操やカフェ、寄り合いスペース
- ・介護支援サービス
- ・生活支援サービス
- ・訪問介護ステーション等のサテライト
- ・交流の場の提供 など

子育て支援サービス



- ・子ども食堂
- ・子育てが出来るワーキングスペース
- ・子育てサークルの運営、子育て相談
- ・保育サービス
- ・ベビーシッターや家事サービス など

地域コミュニティ



- ・地域のひと達が集える工房や教室など
- ・地域のシルバー人材を活用した、周辺住民の生活利便性向上のためのサービス提供
- ・地域緑化活動 など

※宗教活動や政治活動、団地住民の迷惑となる活動等は認められません。

応募者の資格

団地を含む地域全体のコミュニティの活性化につながる活動を行い、次の1・2の条件をどちらも満たしている団体を対象とします。
（※個人での応募はできません）
なお、現在市営住宅で活動中の団体もご応募いただけますので、是非ご応募ください。

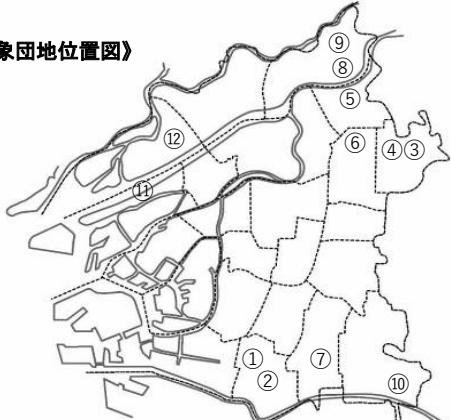
1. 団体の設立趣意書及び定款、もしくはこれに代わるもの（規約、会則等）を有する以下のいずれかの団体で、団体の活動実績が設立から1年以上であり、新設、移転、増設等により活動拠点を必要とする団体
- ・特定非営利活動法人（NPO法人）、または、応募申込み時点でNPO法人格の取得を予定（申請済み）している団体
 - ・地域住民等で組織されている任意の非営利団体（趣味のグループ、サークルは除く。）
 - ・税法上の公益法人等（一般財団法人及び一般社団法人については、公益的事業費が、全事業費及び管理費の合計額の半分以上であるもの及び地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体を含む。）
 - ・上記以外の普通法人等
2. 下記に該当しない団体
- ・宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体
 - ・特定の公職者（候補者を含む。）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体
 - ・暴力団、または暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体
 - ・その他、公共の福祉に反する活動を行っている団体

住戸の使用条件

項目		条件
使用料等	使用料	使用料は、住戸の広さ、築年数等により異なります。 住戸毎の使用料は右ページ（対象団地内の表）をご参照ください。 非営利の団体については、表記の使用料の1/2とする減額措置が受けられます。
	保証金	免除規定があります。
経費等	電気・水道・ガス使用料	団地で負担してください。 （一般住戸の許容範囲を超える場合には、団体による子メーターの設置が必要です。）
	共益費等	団地で負担してください。 費用は各市営住宅の自治会ルールによります。 ※なお、住宅の設備等によっても金額は異なります。
	改 装	室内の改装及び共用部分での工作物設置等が必要な場合は、市の事前承認を得た上で団体の負担で行ってください。 また、返還時には、原状回復してください。
その他	管 理	住戸は活動団体が責任をもって管理してください。
	期 間	最長4年間使用可能。（ただし、1年毎の更新手続きが必要です。また、4年経過後に当該住戸が再度プロポーザル募集の対象となった場合において、引き続き住戸の使用を希望するときは、改めて応募していただき、審査を受ける必要があります。） なお、市営住宅の建替等のために必要がある場合は、期間の途中であっても使用の許可を取り消す場合があります。
	駐車場	申込み時点で空きがある場合は、有料で利用可能です。（別途駐車場契約が必要です。）
	ごみ・廃棄物	関係法令等に基づき、適切に処理してください。
	自治活動への参加	団地の清掃やお祭りなど、団地の自治活動に参加してください。
	用 途	住居としての利用は認められません。

対象団地

《対象団地位置図》



団地名	① 住吉住宅※3	② 鶴ヶ丘住宅	③ 諸口南住宅	④ 鶴見住宅
住所	住吉区寺塚山東5丁目	住吉区長居1丁目	鶴見区諸口2丁目	鶴見区鶴見2丁目
号館 室番号	11号館 105号室	8号館 105号室	2号館 106号室	2号館 112号室
住戸専有面積	51.73㎡	57.57㎡	59.04㎡	52.05㎡
間取り	2DK	3DK	3DK	3DK
使用料※1	62,300円／月（58,800円／月）	71,900円／月（68,200円／月）	78,900円／月（75,600円／月）	62,300円／月
駐車場※2（R8.6時点）	空きあり （要別途契約12,600円／月） 他、一時預かり駐車場あり （有料）	空きあり （要別途契約12,600円／月） 他、一時預かり駐車場あり （有料）	空きあり （要別途契約12,600円／月） 他、一時預かり駐車場あり （有料）	空きあり （要別途契約12,600円／月） 他、一時預かり駐車場あり （有料）
団地名	⑤ 城北住宅	⑥ 古市北第2住宅	⑦ 矢田部住宅	⑧ 豊里住宅
住所	旭区大宮5丁目	城東区古市3丁目	東住吉区公園南矢田1丁目	東淀川区豊里5丁目
号館 室番号	16号館 111号室	1号館 106号室	12号館 101号室	7号館 105号室
住戸専有面積	51.81㎡	63.07㎡	60.28㎡	60.56㎡
間取り	3DK	3DK	3DK	3DK
使用料※1	56,800円／月（52,800円／月）	70,100円／月	62,900円／月（59,300円／月）	64,900円／月（61,300円／月）
駐車場※2（R8.6時点）	空きあり （要別途契約12,600円／月） 他、一時預かり駐車場あり （有料）	空きあり （要別途契約12,600円／月） （有料）	空きあり （要別途契約12,600円／月） 他、一時預かり駐車場あり （有料）	空きあり （要別途契約12,600円／月） 他、一時預かり駐車場あり （有料）
団地名	⑨ 南江口第2住宅	⑩ 長吉出戸西住宅	⑪ 秀野西住宅	⑫ 御幣島住宅
住所	東淀川区南江口1丁目	平野区長吉出戸2丁目	此花区西島1丁目	西淀川区御幣島6丁目
号館 室番号	3号館 102号室	7号館 106号室	4号館 106号室	6号館 105号室
住戸専有面積	56.78㎡	56.78㎡	47.47㎡	54.77㎡
間取り	3DK	3DK	3DK	3DK
使用料※1	58,200円／月（54,500円／月）	59,800円／月（55,700円／月）	54,900円／月（50,700円／月）	65,600円／月（61,900円／月）
駐車場※2（R8.6時点）	空きあり （要別途契約12,600円／月） 他、一時預かり駐車場あり （有料）	空きあり （要別途契約12,600円／月） 他、一時預かり駐車場あり （有料）	空きあり （要別途契約12,600円／月） 他、一時預かり駐車場あり （有料）	空きあり （要別途契約12,600円／月） 他、一時預かり駐車場あり （有料）

※1 使用料は年度ごとに改定するため、活動開始時点の使用料と異なる場合があります。
また、非営利の団体については、表記の使用料の1/2とする減額措置が受けられます。
④⑥を除き()内の金額は、浴室に浴槽を設置しない場合の金額になります。浴槽の設置の可否については、本市より応募団体へ確認させていただきます。
なお、④⑥に関しては、浴槽を設置済みです。（撤去はできません。）
※2 活動開始時点の空き状況と異なる場合があります。その他詳細は募集要項をご覧ください。
※3 ①の住戸は現在使用中であるため、使用開始時期が他の住戸より2,3ヶ月程度遅れる場合があります。
※ ⑥以外の住戸の使用については、目的外使用として国の承認が必要となるため、承認に時間を要する場合は、使用開始時期が遅れることがあります。また、承認に至らなかった場合は、募集を取り止めることになります。